

6川健地医第197号

令和6年9月13日

神奈川県知事 様

川 崎 市 長

## 病院等の開設等に係る事前協議について（回答）

令和6年8月14日付け医企第1463号にて神奈川県知事から照会のありました標記の件については、令和6年度第2回川崎市地域医療審議会及び令和6年度第1回川崎地域地域医療構想調整会議の結果を踏まえ、次のとおり回答します。

- 1 川崎北部二次医療圏における病床の状況は、病院等の開設等に係る事前協議の対象とするに足るものと考えます。

二次保健医療圏	事前協議対象病床数（予定数）（※）
川崎北部	166床程度

※ 公募の受付時期等については、今後、上記会議体における協議を経て決定します。時期の如何によっては、本病床数の算定基礎となる既存病床数が変動する可能性もあることから、予定数として記載しています。

## 2 会議の開催状況

## (1) 令和6年度第2回川崎市地域医療審議会

- ア 開催日 令和6年8月26日（月）  
イ 場 所 会場（川崎市本庁舎会議室）とWEBの併用によるハイブリッド方式で開催

## (2) 令和6年度第1回川崎地域地域医療構想調整会議

- ア 開催日 令和6年9月2日（月）  
イ 場 所 会場（川崎市本庁舎会議室）とWEBの併用によるハイブリッド方式で開催

## 令和6年度 病床整備事前協議について（概要）

### 1 「病床整備事前協議」とは

神奈川県では、病院及び有床診療所の増床や新規開設を行う場合、医療法に基づく開設許可申請の受理に先駆けて、開設（予定）者からの事前の協議（病床整備事前協議）を受けるとしてはいますが、開設予定場所が川崎市の場合は、川崎市長が開設（予定）者の協議の申し出に対し審査を行います。

病床整備事前協議の実施については、川崎市地域医療審議会及び川崎地域地域医療構想調整会議の意見を聴き、川崎市としての意見を決定し、県に報告することとしています。

### 2 川崎北部二次保健医療圏の病床整備状況（令和6年4月1日時点）

病床整備については、都道府県が医療計画の中で定める基準病床数を超えない範囲で行うものとされています。川崎市における令和6年度の一般病床及び療養病床については、既存病床数が基準病床数を下回っていることから、整備可能な病床数が生じています。

### 3 川崎市地域医療審議会及び川崎地域地域医療構想調整会議における協議結果について

両会議体共に、別添資料「令和6年度川崎市事前協議の概要」を用いて説明を行い、次の論点について委員の意見を伺うと共に、事前協議を実施するか否かについて決を採りました。

- ・単年度で不足病床数全数（166床）の公募を行うか。
- ・公募期間は、県の標準的スケジュールである2ヶ月とするか否か。
- ・その他、公募要件等について問題はないか。

川崎市地域医療審議会では満場一致となりましたが、川崎地域地域医療構想調整会議では議論が錯綜し、十分な審議時間が採れなかったため、各論点については、第2回目以降の川崎地域地域医療構想調整会議にて議論を行うこととし、事前協議を実施するか否かに焦点をあて決をとることとなりました。

結果、参加委員16名のうち、11名が賛成の意を表明し過半数を超えたことから、川崎地域地域医療構想調整会議事前協議においても、事前協議の実施について合意を形成することができました。